

広島県医療機関食材料費高騰対策支援金交付要綱

(総則)

第1条 広島県医療機関食材料費高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「医療機関」とは、医療法の規定に基づき開設している病院又は有床診療所のうち、入院患者に食事提供し、健康保険法に基づき保険医療機関の指定を受けた施設とする。

(交付の対象)

第3条 事業の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、令和7年1月1日以前に広島県内に所在する医療機関を開設又は管理する者（国、県、市町又は一部事務組合等直営の医療機関を除く。）とし、令和7年1月1日から令和7年3月31日までの間休止しておらず、また申請時においても休止しておらず、休止又は事業の廃止の予定がない医療機関であること。

(支給額)

第4条 この支援金の交付は、別表1の基準額により算出する。

(交付申請)

第5条 規則第3条第1項の規定により提出する書類は、次のとおりとする。なお、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

(1) 別記様式第1号（第5条関係）

(2) 銀行口座の通帳の写し等、振込口座が確認できる書類

(3) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の規定による申請についてこれを審査し、適当と認めたときは、支援金の交付を決定し、規則第6条の規定により、申請者に対し速やかに通知を行うものとする。なお、支援金の交付が適当と認められないときは、交付をしない理由を確定し、申請者へ通知する。

3 知事は前項の場合において、適切な交付を行うため必要があるときは、支援金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて支援金の交付を決定することがある。

(変更交付申請)

第6条 この支援金の交付決定後に、申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には、あらかじめ知事と協議の上、第5条の手続きにより速やかに行うものとする。

(支援金の交付)

第7条 知事は、第4条、第5条及び第6条の規定に基づき、支援金を支払う。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第6条の通知を受領した日から起算して15日以内とし、提出する書類は、広島県医療機関食材料費高騰対策支援金取下申請書（別記様式第2号）とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、第5条及び第6条の規定による申請と兼ねるものとする。

2 知事は、前項による実績報告があったときは第5条及び第6条の規定と兼ねて、支援金の額を確定し、事業者に通知する。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第 10 条 知事は、規則第 17 条第 1 項に定めるもののほか、対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付の決定の一部又は全部を取り消し、既に支援金が交付されているときは、その返還を命じることができる。

- (1) この要綱の規定並びに第 2 条並びに第 3 条に定める交付の条件に違反した場合
- (2) 虚偽又は不正の手段により支援金の交付を受けた場合

(報告及び調査)

第 11 条 知事は、支援金の適正な交付のため、必要があると認めるときは、対象事業者に対し、報告を求め、又は当該職員にその施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(暴力団排除)

第 12 条 広島県暴力団排除条例第 6 条（平成 22 年広島県条例第 37 号）の規定に基づき、第 3 条に規定する申請者が次の各号に該当する場合は、支援金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員の中に第 1 号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第 1 号に規定する暴力団員に該当するもの

(警察本部への確認)

第 13 条 知事は、必要に応じ支援金の交付を申請した事業者が、前条各号の該当の有無を県警察本部長に照会することができるものとする。

(帳簿等の保存期間)

第 14 条 規則第 21 号の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該支援事業の完了の日から起算して 10 年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする

(実施規定)

第 15 条 規則及びこの要綱に定めのない事項は、その都度知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 25 日から施行する。

別表 (基準額)

削除

別表 1 (基準額)

対象者	第 3 条
許可病床数の基準日	令和 7 年 1 月 1 日
期間	令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
基準額	許可病床数 1 床当たり 2,500 円